



# 介護サービスを受けるには

---

大家さん大学講座



**設 立**：2021年4月1日

**主な活動**：高齢者の相続・独居・認知症・介護などにまつわる様々なお悩みに対し、「何処に何をどのように」相談したら良いかわからないという方の相談窓口となり、行政書士などの専門家や関連企業をコーディネートし、ワンストップでお悩みを解決する活動と相談窓口を知ってもらうための講演活動を行っています。

**活動原資**：関連企業・専門家からの会員費と寄付



**相談元**：ご本人様、介護・医療従事者、地域包括支援センターなど

**特 徴**：一つの窓口でワンストップ対応によりお悩み解決速度が早い  
福祉経験者多数在籍し経験豊富なため安心して相談ができる

# 介護保険制度とは

引用:厚労省HP

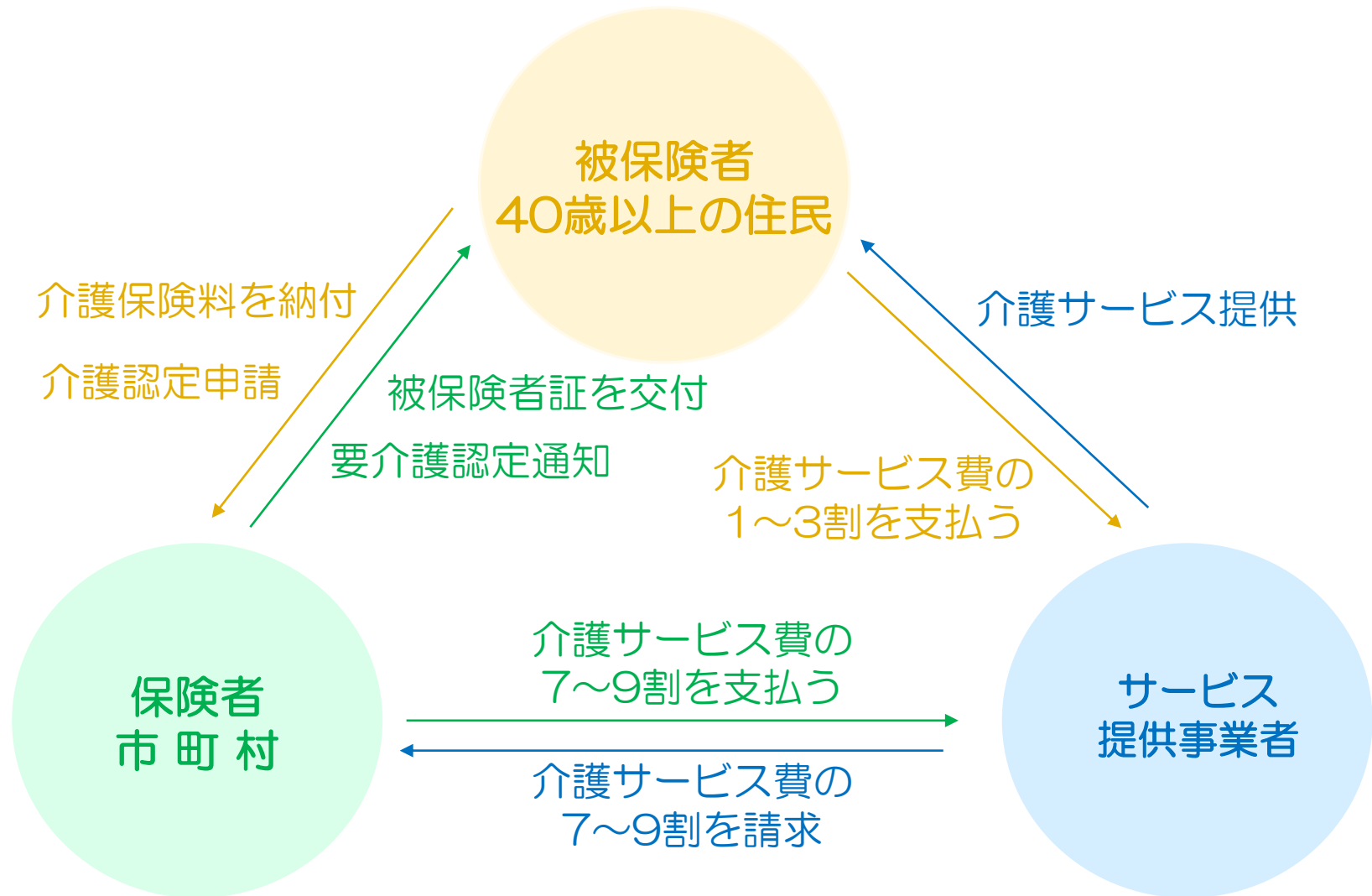
介護保険制度は、介護を社会全体で支える事を目的として2000年に創設。介護保険の被保険者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と、40歳から64歳までの医療保険加入者(第2号被保険者)に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わずに要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受ける事ができ、第2号被保険者は、加齢に伴う疾病(特定疾病)が原因で要介護(要支援)認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。

	65歳以上の方(第1号被保険者)	40歳から64歳の方(第2号被保険者)
対象者	65歳以上の方 	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者 (40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になるときに自動的に第1号被保険者に切り替わります) 
受給要件	・要介護状態 ・要支援状態	・要介護(要支援)状態が、老化に起因する疾病(特定疾病※)による場合に限定。
保険料の徴収方法	・市町村と特別区が徴収 (原則、年金からの天引き) ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収 (健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担) ・40歳になった月から徴収開始

《代表的な特定疾病》 癌・関節リウマチ・若年性認知症・パーキンソン病・脳血管疾患

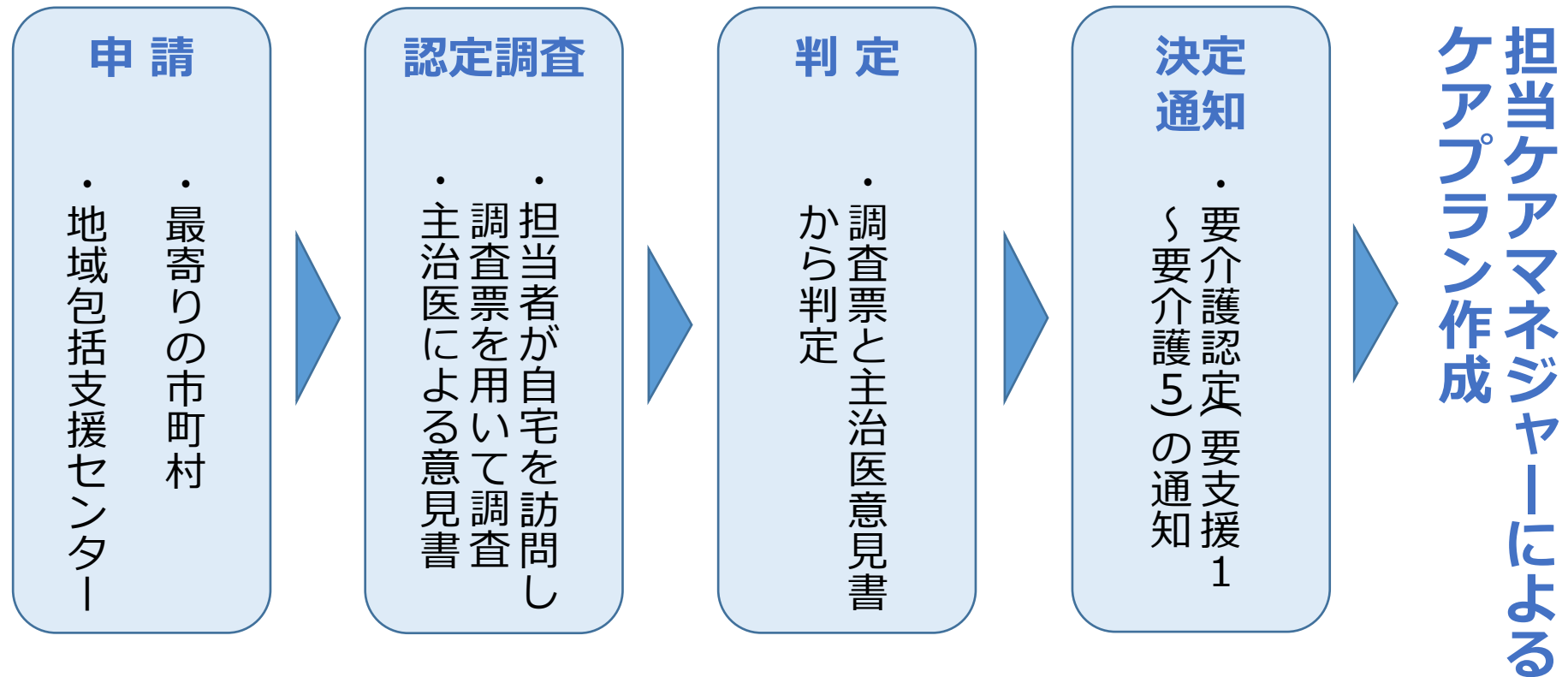
<https://tsugusapo.com/>

# 介護保険制度の仕組み



<https://tsugusapo.com/>

# 介護保険制度利用までの流れ



まずは、最寄りの地域包括支援センターに相談しましょう

<https://tsugusapo.com/>

# 利用できるサービス

引用:厚労省HP

自宅で 利用する サービス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。	宿泊する サービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練の支援などを行うサービスです。家族の介護負担軽減を図ることができます。
	訪問看護	自宅で療養生活が送れるよう、看護師等が清潔ケアや排せつケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行うサービスです。		居住系サービス	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与	日常生活や介護に役立つ福祉用具（車いす、ベッドなど）のレンタルができるサービスです。	施設系サービス	特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護を一体的に提供します。（※ 原則要介護3以上の方が対象）
日帰りで施設等を利用するサービス	通所介護（デイサービス）	食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。	小規模多機能型居宅介護		利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせる日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。
	通所リハビリテーション（デイケア）	施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービスです。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

<https://tsugusapo.com/>



# 介護費の負担額

居宅サービスを利用する場合は、利用できるサービスの量(支給限度額)が要介護度別に定められています。限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1割(一定以上所得者の場合は2割又は3割)の自己負担です。

限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

【介護度に応じた月の極度額】

【要介護5で1割負担の人が特養個室を利用した場合の月額参考費用】

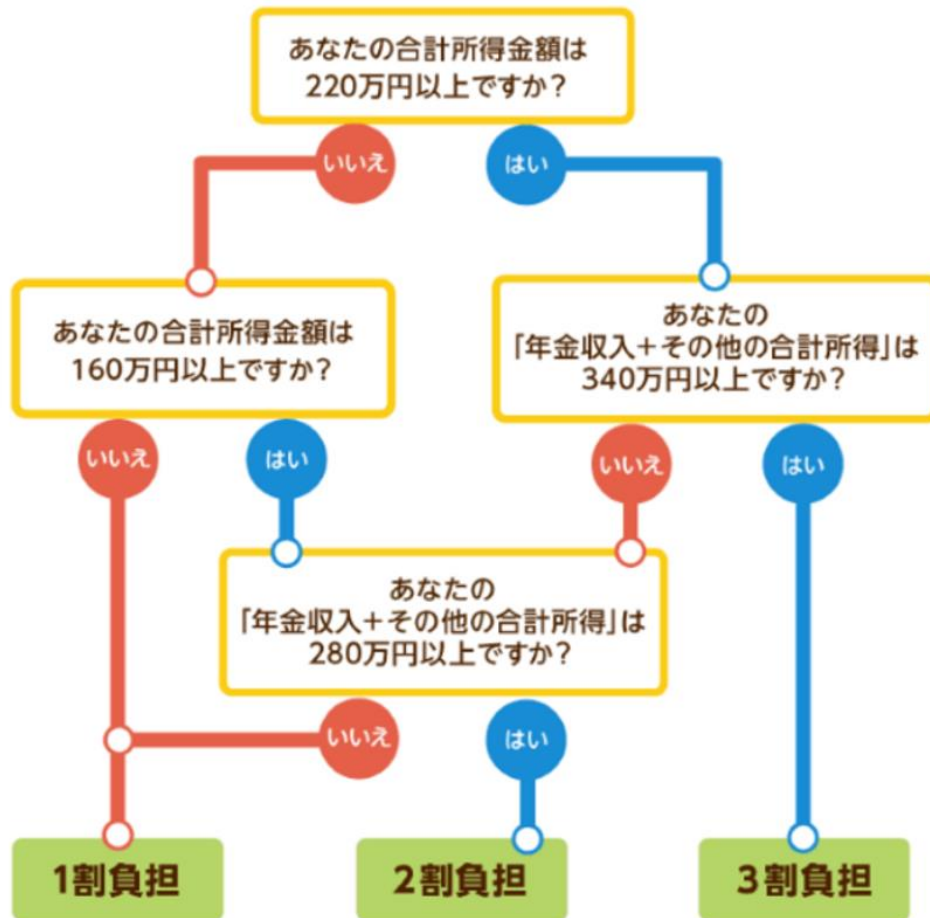
介護度	限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

居住費	70,000円
介護保険費用	約27,900円 (929単位×30日=27,870)
医療費	約10,000円
食費	43,300円 (1,445円/1日)
日常生活費	約10,000円 (理美容・オムツ代など)
<b>合計</b>	<b>約161,200円</b>

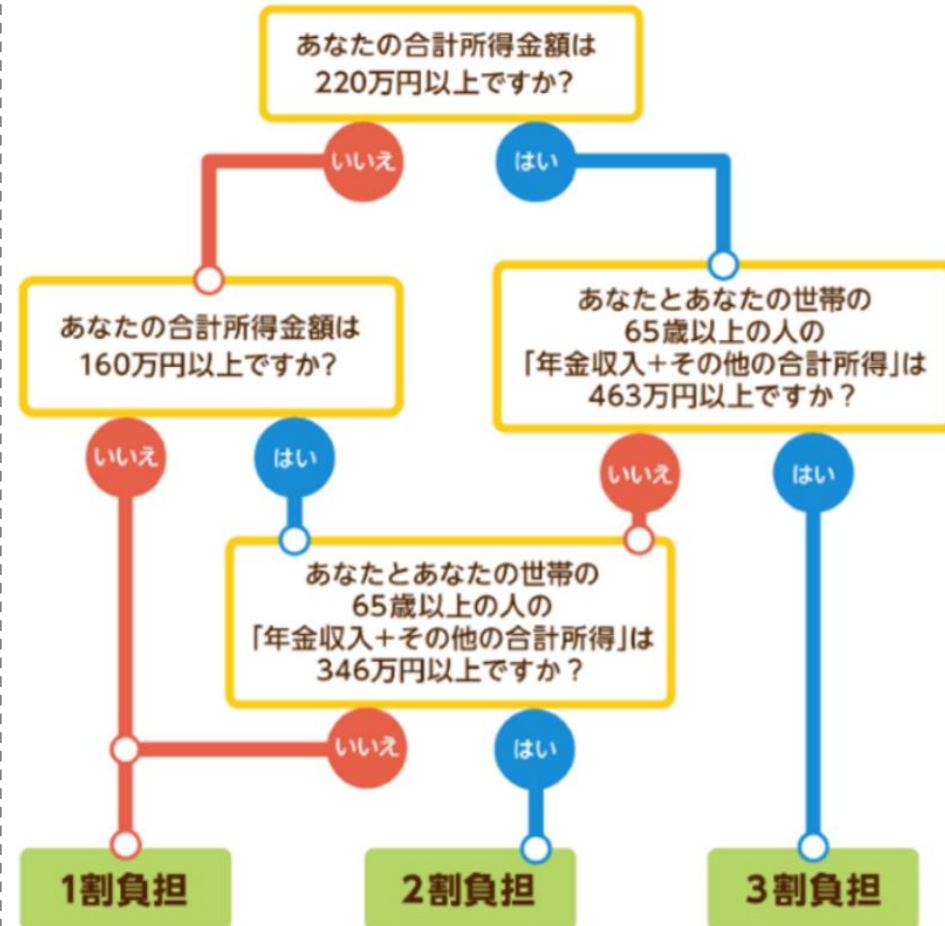
# 介護費の負担割合

引用:みんなの介護HP

## ●世帯に65歳以上の方が一人の場合



## ●世帯に65歳以上の方が二人以上の場合



<https://tsugusapo.com/>



# まとめ

- ✓ お身体に不具合を感じたらまずは最寄りの地域包括支援センターに相談しましょう
- ✓ 条件に応じて介護保険の負担割合が変わるので注意しましょう
- ✓ 介護は無理のない範囲で誰かに任せる事も視野に入れましょう

今と、その先の  
ありがとうへ

# 継ぐサポ



ホームページは  
こちら



当団体活動ブログ  
随時更新！

最後までご視聴いただき誠にありがとうございました

<https://tsugusapo.com/>